

ねらい

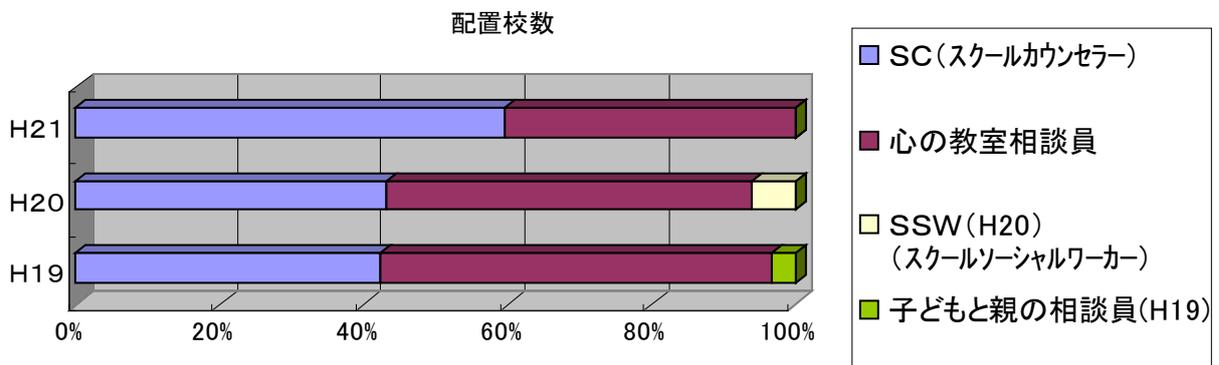
児童生徒の問題行動等の背景や要因は複雑であり、そのきっかけも様々です。また、時間の経過とともに状況も刻々と変化します。最近の子どもたちは、心に不安や悩み、ストレスや不満を抱えていることが多く、問題行動を起こす前兆に気づくことが大切です。

そのためには、子どもたちへの教育相談を推し進めるとともに、子育てや家庭生活に関する不安や悩みを持つ保護者が気軽に相談できる教育相談体制の構築が重要になってきています。

現状と課題

○ スクールカウンセラー(SC)等の配置状況

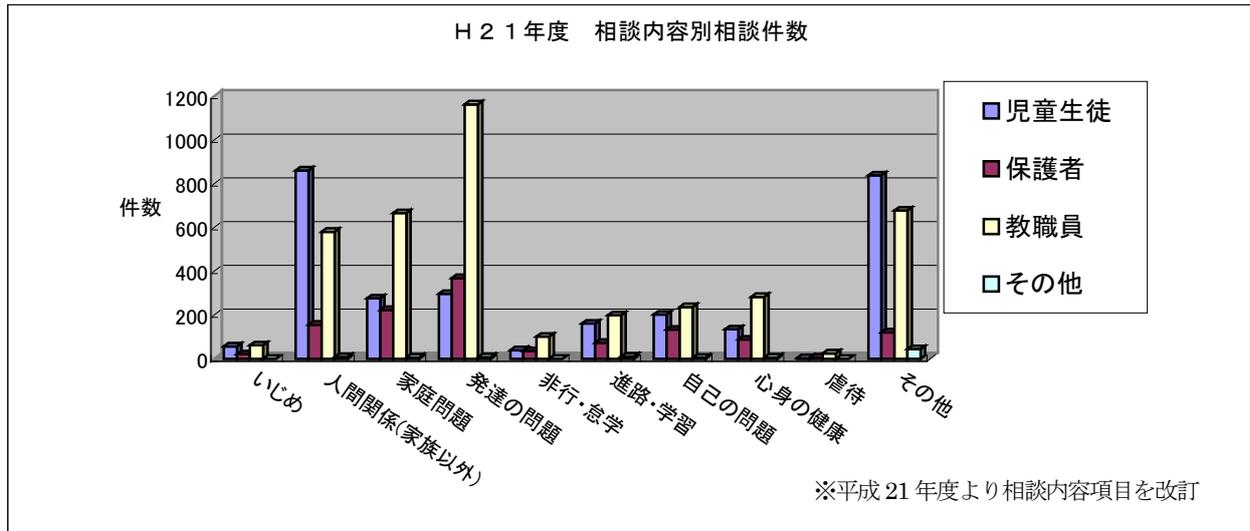
- ・ 平成 21 年度には、37 校に拡大し、全中学校および小学校 15 校に配置しています。(中学校は全 22 校が国費、小学校 15 校が市費)
- ・ 平成 21 年度はスクールカウンセラー配置以外の小学校 25 校に心の教室相談員を配置し、子どもたちの心の居場所づくりを進めました。
- ・ 臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、未配置の小学校への配置を進めることにより、学校におけるカウンセリング機能を高めることが課題となっています。



○ スクールカウンセラー(SC)等の活用状況

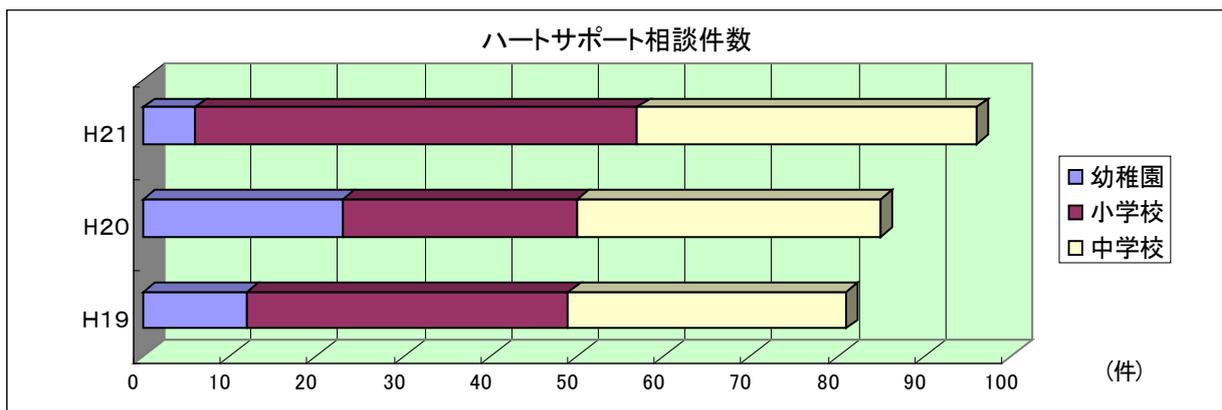
- ・ 平成 21 年度は、県が配置するスクールカウンセラーが週に 1 回 4~7 時間と傾斜配分となり、1 校の平均の相談件数は 152 件でした。市が配置するスクールカウンセラーは週に 1 回 7 時間で、一校の平均相談件数は 67 件でした。また、市が配置する心の教室相談員は、同じく週に 1 回 7 時間で、一校の平均相談件数は 106 件でした。配置時間や回数の増加を行っていくことが課題となっています。
- ・ 児童生徒が相談する内容の中では、人間関係に関する相談とその他(様々なこと)についての相談が多く、相談内容は多岐に渡っています。
- ・ 保護者が相談する内容の中では、発達に関する相談が最も多く、全体の約 30%に相当します。次いで、家庭問題に関する相談、人間関係に関する相談の順になっています。
- ・ 教職員が相談する内容の中では、発達に関する相談が特に多く、指導に悩んでいる教職員の現状が顕著にみられます。
- ・ 全相談件数の約 18%が不登校に関する相談でした。

○ スクールカウンセラー(SC)等への相談内容



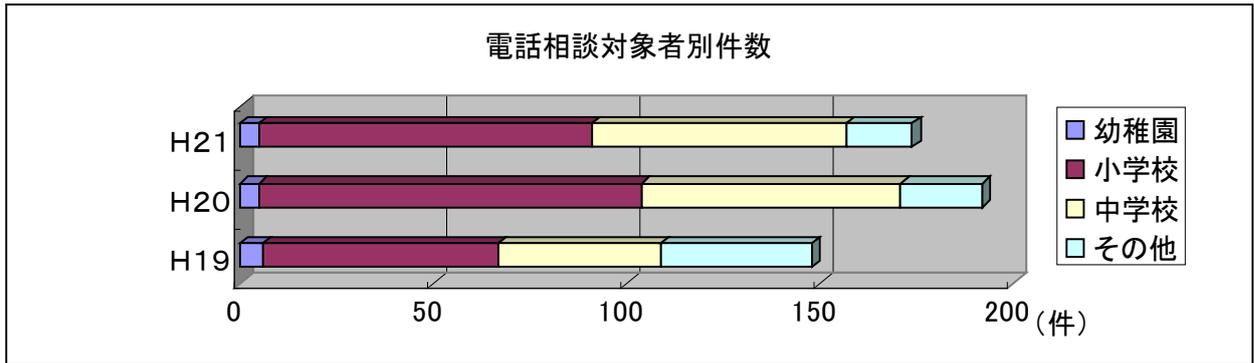
○ ハートサポート事業

- ・ カウンセリング等に関し、専門的な知識と経験を有する臨床心理士 23 名および家庭裁判所調停員 1 名のハートサポーターを学校・園や家庭に派遣しています。
- ・ 平成 21 年度の相談件数は 96 件(平成 20 年度：85 件,平成 19 年度：81 件)で、3 年連続 80 件を超え、平成 17・18 年度の件数の 2 倍以上になっています。
- ・ 平成 21 年度のカウンセリング内容は、被害後の心のケア、学校事故等による緊急支援、発達障害、対人関係、不登校関係等が主なものでした。近年、学校事故等による緊急支援での活用が大きな成果を挙げています。
- ・ 不登校や子育てに関する保護者の悩みに対し、ハートサポーターが継続的に教育相談を行う取組が多く見られました。
- ・ 緊急支援として派遣できるハートサポーターの確保が課題となっています。



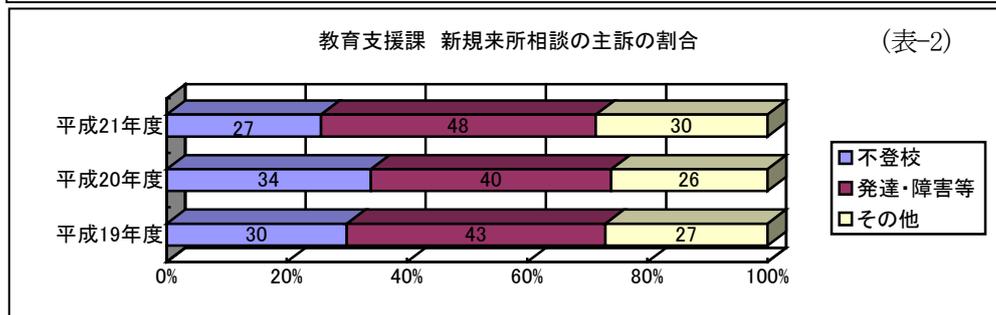
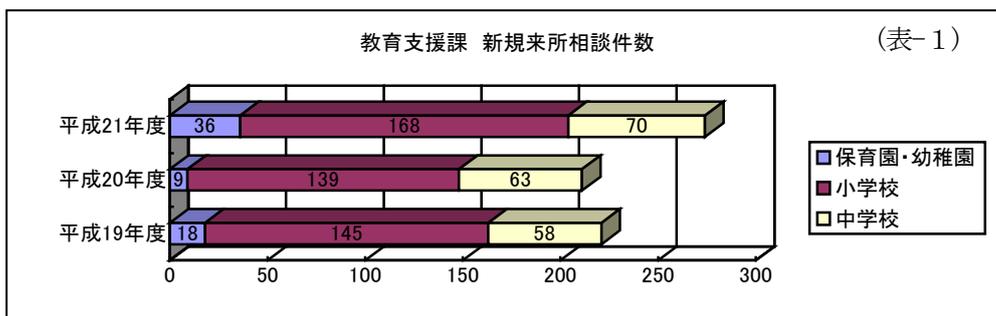
○ いじめ等教育相談電話・来室相談

- ・ 教育相談担当者（1名）が、電話や面接による相談を行っています。
- ・ 平成 21 年度の相談件数は 174 件で、そのうち保護者からの相談が多くを占めています。(母親からの相談—約 67%, 父親からの相談—約 11%)
- ・ 相談内容は多岐にわたっています。その中で、子どもどうしのトラブル（人間関係）や子育てについての悩みが多くありました。また、いじめに関する相談が 20 件ありました。



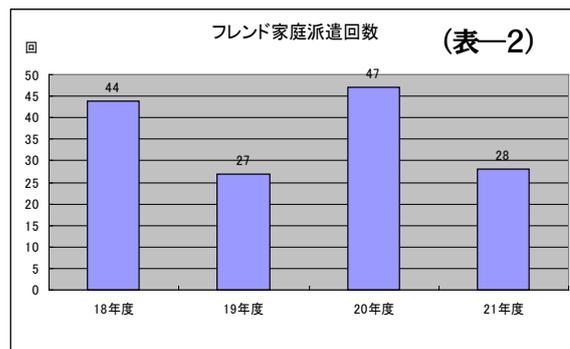
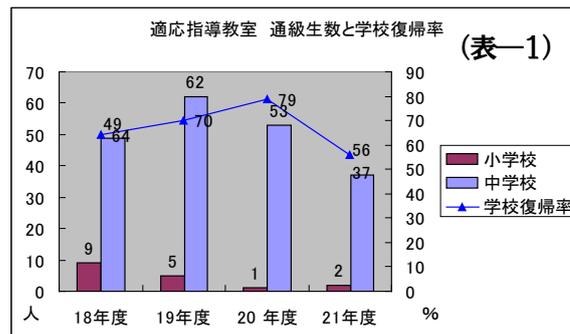
○ 教育支援課での来所相談

- ・ 相談員とセラピストが専門医の指導・助言を受けて、校・園や関係機関（病院、あすなろ学園、あさけ学園支援センター、曙学園、北勢児童相談所、家庭児童相談室等）と連携しながら相談活動を行いました。
- ・ 平成 21 年度は、専門医のスーパーバイズ（事例検討会 全 15 回）に保護者の了解を得て、学級担任等が参加し（2 回）、具体的な支援について話し合いを持ちました。さらに、保護者と専門医との個別の話し合いの時間も持ちました。
- ・ 教育支援課職員が学校・園への個別訪問を計画的に行い、教育支援課の来所相談や不登校児童生徒支援ボランティア事業、適応指導教室、U-8 事業（四日市市発達障害等早期支援事業）について説明しました。
- ・ 平成 21 年度の新規来所相談件数が増加した理由に、本年度より始めた U-8 事業（四日市市発達障害等早期支援事業）に関わる事前・事後の相談が増えたことがあげられます。（表-1）
- ・ 新規相談内容の主訴の割合は、（表-2）のとおりです。平成 21 年度は、主訴が不登校の相談でも、発達・障害等に起因すると思われるケースが 22%ありました。
- ・ 平成 21 年度より、子どものこころの病気に対し、保健所や医療機関と連携した早期支援を行う思春期精神保健早期支援事業が開始されました。このことにより、専門機関と連携した支援ができるようになり、来所相談の際、保健師が同席したり、医療の視点から助言を受けたりして多様な支援が可能になりました。
- ・ 来所相談後の子どもへの具体的な支援方法について、学校・園や関係機関と共通理解を図りながら支援を進めていく必要があります。



○ 適応指導教室（ふれあい教室）

- ・ 学習活動・集団活動・体験活動などを通して、集団への適応力を高め、学校復帰や社会的な自立を促しています。（表一）
- ・ 平成19年度より通級を希望する中学生とその保護者を対象に直接相談を行っています。また、通級生に対して、教育相談を行い、不安の軽減や自己目標の設定を図っています。平成21年度ののべ相談数は648件でした。
- ・ 近年、適応指導教室の集団活動に参加できない児童生徒が増え、個別指導で対応することが増えています。
- ・ セラピストやスーパーバイザーの助言も得て、学習活動や様々な体験活動・ソーシャルスキルトレーニングを行うなど、一人一人のニーズに合わせた支援を行っています。
- ・ 引きこもり傾向の子どもや家庭に、不登校児童生徒支援ボランティア事業として学生ボランティア（ふれあいフレンド）を派遣し、自立への支援を行っています。（表二）
- ・ 平成21年度の学校復帰率が下がっているため、適応指導教室での教育相談や適応指導の見直しを行うとともに、学校復帰に向けて在籍学校との連携をさらに密にし、児童生徒が学校復帰しやすい環境を整えていく必要があります。



今後の方向性

- スクールカウンセラーや心の教室相談員と連携して、子どもや保護者へのかかわり方や支援の方法等に関して、積極的に相談する体制を作り、教職員が行うカウンセリング力の向上に努めます。
- スクールカウンセラーや心の教室相談員および、学校外の相談機関の情報について、学校だよりや学年通信等で保護者に知らせることや、保護者が気楽に相談できる体制を構築することにより、保護者の心のケアに目を向けるよう努めます。
- ハートサポーターの積極的な活用を促進し、子どもの発達の問題や保護者の子育て不安等の相談に対応するよう努めます。
- 学校だけでは解決できないケースについては、関係機関の機能や役割を十分に理解し、連携を図ります。
- 教育支援課では、多様化・複雑化している相談内容に適切に対応していくために、学校・園や関係機関との連携をより一層図っていく必要があります。子どものこころの病気についても、保健所や関係機関と協議しながら、よりよい支援を考えていきます。